



お知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

時 とき 所 ところ 内 内容 出 出演 対 対象 定 定員 料 料金 用 用意する物 申 申し込み・先 問 問い合わせ先 TEL 電話番号 FAX FAX HP ホームページ Eメール

夏は要注意！ 車内へスプレー缶などを放置しないで！

炎天下では30分程度で車内温度が40度を超える高温となり、スプレー缶などを放置していると破裂事故につながります。やむを得ず車内にスプレー缶などを置く場合は、次のことに注意しましょう。

☎ 消防本部予防課
(TEL 0848-64-5927 FAX 0848-64-5911)

- スプレー缶は高温となる場所に置かない
- 車内が高温にならないように日よけを使用
- クーラーボックスなどを使い高温にならない環境で保管

※アウトドアで使用するカセットボンベもスプレー缶と同じく車内放置するのは、大変危険です。取扱説明書を読んで、安全に注意し、火災予防に努めましょう。
※リチウムイオン電池を内蔵したモバイルバッテリーにも注意が必要です。高温になる車内で放置した場合、発火する危険性があります。スマートフォンや携帯扇風機などは、車内へ放置しないようにしましょう。

戸籍に記載される氏名の振り仮名(フリガナ)の 通知書が届いたら必ず確認を！



↑市HP

↑法務省HP

戸籍法の改正に伴い、令和7年5月26日から戸籍の氏名にフリガナが記載されるようになりました。

5月26日時点で三原市に本籍がある人に対し、「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を8月下旬に発送する予定です。**通知書が届いたら、必ず確認してください。**



気を付けること

- 氏名に、小さい「ヤ・ユ・ヨ・ツ」や「ジ・ヂ」「ズ・ヅ」などが含まれている人は特によく確認してください。
- 届け出に手数料はかかりません。また、届け出をしなくても罰則や罰金はありません。
- 年金を受給している人で、戸籍のフリガナの変更により受取口座名義に変更が必要な人には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」が届きます。

☎ 法務省コールセンター：
TEL 0570-05-0310(平日8時30分
から17時15分)
市民課 フリガナ専用電話：
TEL 0848-67-6117

～フリガナが記載されるまでの流れ～

①本籍地の市区町村から通知書が届く

三原市は8月下旬に同一戸籍、同一住所の4人を1枚の圧着ハガキで発送します。

②通知されたフリガナを確認



※見本

認識と
違う

届け出必要③へ

認識と
同じ

届け出不要④へ

※早期に戸籍や住民票にフリガナを記載する必要がある人は届け出をしてください。届け出後、戸籍や住民票にフリガナが記載されます。(③へ)

③届け出をする

【方法】オンライン(マイナポータル)、近くの市区町村の窓口(三原市は市役所1階の専用窓口または各支所)、本籍地の市区町村へ郵送

【期限】令和8年5月25日(月)まで

届け出ができる人

届け出の内容	届け出ができる人
氏のフリガナ	戸籍の筆頭者(戸籍の最初に記載されている人) ※筆頭者が死亡などで除かれている場合は配偶者。
名のフリガナ	本人のみ
名のフリガナ(未成年者)	親権者(15～17歳は本人でも可)

④戸籍や住民票に氏名のフリガナが記載される

届け出をしなくても、令和8年5月26日(火)以降に通知されたフリガナがそのまま戸籍などに記載されます。

手持ち花火はルールを守って安全に

消防本部予防課
(☎ 0848-64-5927)

手持ち花火を安全に楽しむために注意事項を確認しましょう。安全に楽しむためには、事前準備が大切です。

【用意するもの】

● 水の入ったバケツ ● ごみ袋 ● ろうそく

手持ち花火はきれいで楽しいものですが、ルールを守らないと危険なものもあります。決められたルールを守って遊びましょう。



↑市HP

定額減税補足給付金(不足額給付)を支給します



←市HP

令和6年度分の個人住民税および令和6年分の所得税の定額減税の対象者で、当初調整給付(令和6年度)の支給額に不足が生じる人に不足額を支給します。

【支給対象者】1または2に該当する人

対象確認フローチャート

はい → いいえ →

令和7年1月1日時点で、三原市に住民票がある。または、個人住民税が三原市で課税・非課税決定されている。

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

【対象外】
令和7年1月1日時点で住民票があった自治体に問い合わせてください。

低所得世帯向け給付の対象となった。

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

【対象外】

【対象外】

以下のいずれかに該当する。
・事業専従者(青色・白色)
・合計所得金額が48万円を超える

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の控除外額を足した額(1万円未満は切り上げ)を、令和6年当初調整給付金として受給している。

【対象外】

【対象外】

2.
専従者・合計所得
48万円超で
諸要件に該当する人

1.
当初調整給付の
支給額に
不足が生じる人

1.当初調整給付の支給額に不足が生じる人

【給付額】

本来給付すべき額(※1)から令和6年度に支給された当初調整給付額(※2)を引いた額(1万円単位に切り上げて給付となります)

※1 令和6年分所得税額および定額減税の実績額などが確定した後に算定した額。

※2 令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額分)を用いて算定した額。

2.専従者・合計所得48万円超で諸要件に該当する人

【給付額】

1人当たり原則4万円

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円。

【手続方法】

対象者には、8月下旬から通知または必要書類を送付する予定です。内容を確認し、電子申請または同封の返信用封筒で必要書類を提出してください。

※対象確認フローチャートにより、給付の有無を確認することができます。ただし、今回の不足額給付は要件が複雑なため、該当になりそうな人でも通知が届かない場合には連絡をしてください。

●給付金を語った詐欺にご注意ください！

給付金の手続きでATM(現金自動預払機)の操作や手数料の振り込みなどを求めることはありません。

自宅や職場などに市や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察、または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

市民税課(☎ 0848-67-6031)

※専用のコールセンターは8月下旬までに設置予定です。設置し次第、市HPでお知らせします。

ひとり親家庭の養育者に児童扶養手当を支給します

対 次の①～⑤のいずれかに該当する平成19年4月2日以降に生まれた子(障害のある場合は19歳までの子)を養育しているひとり親、または養育している人

- ① 父母が離婚している
- ② 父または母が死亡している、父または母に重度の障害がある
- ③ 父または母が未婚である
- ④ 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から「保護命令」が出されている
- ⑤ 上記の①～③に準ずる状態にある

【支給月額】

第1子=11,010円～46,690円、第2子以降=5,520円～11,030円を加算

※支給には所得制限があります。

現況届が必要です

現況届の提出がない場合、令和7年度分の手当を受け取ることができません。手続きをしないまま2年を経過すると受給資格を失います。

※該当者には別途、通知します。

【提出先】29日(金)までに子育て支援課(市役所本庁2階)または各支所へ



☎ 子育て支援課(TEL 0848-67-6045)



↑市HP

ひとり親家庭などの大学等受験料を助成します

ひとり親家庭などの子が進学に向けた受験料の助成を受けられます。

対 申請日時時点で市内に在住しており、次のいずれかに該当すること

- ① 子どもが市の学習支援事業に登録している世帯
- ② 生活保護受給世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している、または児童扶養手当受給相当の所得水準のひとり親世帯



【助成額】大学等進学に向けた入学試験:上限53,000円

大学等進学に向けた模擬試験:上限8,000円

高校進学に向けた模擬試験:上限6,000円

☑ 入学試験を受験する年度の年度末までに必要書類を子育て支援課(市役所本庁2階)へ



↑市HP

☎ 子育て支援課(TEL 0848-67-6045)

ひとり親家庭のための弁護士巡回相談会

時 9月26日(金)13時30分～15時45分のうち45分

所 サン・シープラザ3階

内 弁護士・養育費相談員による相談

対 ひとり親家庭の親、離婚前の人

定 各3人

申 9月25日(木)までに申込フォームから、または広島県ひとり親家庭サポートセンター(TEL 082-227-2377)へ



☎ 子育て支援課(TEL 0848-67-6045)



←申込フォーム

障害のある子の養育者に手当を支給します

●特別児童扶養手当

☑ 施設に入所していない、中度・重度の障害のある19歳までの子を養育している人

【支給月額】

手当等級1級＝56,800円、手当等級2級＝37,830円

※支給には所得制限があります。

●重症心身障害児福祉年金

☑ 市内に3カ月以上住み、重度の障害のある19歳までの子(施設に入所している子どもを含む)を養育している人

【支給月額】2,250円

現況届が必要です

現況届の提出がない場合、令和7年度分の手当を受け取ることができません。手続きをしないまま2年を経過すると受給資格を失います。

※該当者には別途、通知します。

【提出先】29日(金)までに障害者福祉課(市役所本庁1階)または各支所へ

☎ 障害者福祉課

(TEL 0848-67-6060 FAX 0848-64-2130)

带状疱疹ワクチンの定期接種は生涯に一回だけ受けられます

令和7年度に带状疱疹ワクチンの定期接種の対象になっている人(令和7年4月2日～令和8年4月1日に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上になる人)は、令和8年度以降、定期接種の機会はありません。**令和7年度の定期接種対象者が、次年度以降に带状疱疹ワクチンを接種する場合は、全額自己負担になります。**定期接種対象者には4月に案内を送付しているので確認してください。



↑市HP



☎ 保健福祉課(TEL 0848-67-6205)

国民健康保険に加入している皆さんへ

●8月は定期更新月です

今回の更新では、次のとおり交付します。

- ① マイナ保険証を保有している人
▶ 資格情報のお知らせ
- ② マイナ保険証を保有していない人
▶ 資格確認書

※有効期限は、右の表に該当する人を除き、令和8年7月31日までです。

※70歳未満の人の「資格情報のお知らせ」には有効期限がないので、今後は70歳になるまで定期更新はありません。

マイナ保険証を持っている人で、施設入所や要介助などの特別な事情がある場合は、申請により「資格確認書」を交付します。

対象者区分	有効期限	次回の更新
70歳になる人で「マイナ保険証」を保有している人	なし	誕生月の末日(※)までに、負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」が届きます。
70歳になる人で「マイナ保険証」を保有していない人	誕生月の末日(※)	有効期限内に、負担割合が記載された「資格確認書」が届きます。
75歳になる人	誕生日の前日	有効期限内に、「後期高齢者医療資格確認書」が届きます。

※1日が誕生日の人は前月の末日。

●資格に異動があったときは手続きを

他の健康保険に加入したとき・氏名や住所が変わったとき

【手続きに必要なもの】国保の資格確認書、他の保険に入った場合は新しい資格確認書または資格情報のお知らせ

国保に加入するとき

【手続きに必要なもの】資格喪失証明書、マイナンバーが確認できる書類、官公署の発行した顔写真付き証明書

☎ 市民課(市役所本庁1階)、各支所

●後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

マイナ保険証への円滑な移行のため、令和8年7月末までの暫定運用として、全員に「資格確認書」を交付します。

☎ 保険医療課

(TEL 0848-67-6050 FAX 0848-64-2130)

年に一度は健診を受けましょう

☎ 保健福祉課
(TEL 0848-67-6053)

市では、職場などで健康診査(健診)を受ける機会のない人を対象に、基本健診やがん検診を実施しています。
がんの早期発見には毎年の受診が大切です。受診時は、マスクを着用してください。

健診の受け方(ご希望の方法で受診してください)

① 集団健診(バスで受ける健診)

とき	ところ
10月1日(水)～3日(金)※1日は胃がん検診実施なし。	8時30分～10時30分 本郷生涯学習センター
10月7日(火)～10日(金)※7日は胃がん検診実施なし。	9時～11時 リージョンプラザ
10月14日(火)※乳がん、子宮頸がん検診実施なし。	9時～10時30分 鷺浦コミュニティセンター
10月15日(水)	8時30分～10時30分 幸崎コミュニティセンター
10月16日(木)	9時～10時30分 人権文化センター(長谷一丁目)
10月17日(金)※胃がん検診実施なし。	8時30分～10時30分 糸崎コミュニティセンター

☎ 8月31日(日)までに次の方法で申し込み

① ウェブ予約



←予約ページ

② 専用コールセンター

(TEL 0120-489-256)

【受付時間】9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)

※聴覚障害のある人はファクスでも受付します。
氏名、生年月日、性別、住所、ファクス番号、保険証種別、第三希望までの希望日程(日にち・受付時間・会場)、健診項目を記載して、保健福祉課(FAX 0848-64-2130)へ

② 医療機関での個別健診

☎ 令和8年3月31日(火)まで

【実施医療機関】市内外38カ所

※詳しくは市HPなどで確認してください。

☎ 受診希望日の7日前までに各実施医療機関へ



↑市HP

③ 休日健診

☎ 11月30日(日)

【受付時間】8時30分～9時

☎ 三原市医師会病院(宮浦一丁目)

※胃カメラ(胃がん検診)、低線量CT(肺がん検診)、子宮頸がん検診は実施しません。

☎ 30人

☎ 三原市医師会病院

(TEL 0848-67-7030)へ

①②③ 健診項目・料金など

健診項目		対象 (年齢は受診月の月末時点)	回数	料金	
				①集団健診 (バスで受ける健診)	②医療機関での個別健診 ③休日健診
基本健診 (血液検査・内科診察など)		20歳～令和8年3月末時点で39歳の人	年度に1回	700円	
		20歳以上の生活保護世帯の人		無料(事前の手続きが必要)	
		後期高齢者医療被保険者の人		無料	
特定健診 (血液検査・内科診察など)		令和8年3月末時点で40歳～74歳の人	年度に1回	市国保加入者＝無料 (国保以外に加入している人は、各保険者からのお知らせを確認してください)	
B型・C型肝炎ウイルス検診		40歳以上でこれまで受けたことのない人	生涯に1回	700円	1,100円または1,700円
胃がん検診	バリウム	40歳以上の人 ※75歳以上の人の胃がん検診については、 医療機関での検診を推奨しています。	年度に1回	1,000円	1,700円
	胃カメラ			実施なし	②3,000円③実施なし
大腸がん検診				500円	
肺がん検診	レントゲン			200円	
	低線量CT			実施なし	②3,000円③実施なし
前立腺がん検診		50歳以上の男性	年度に1回	800円	
乳がん検診(マンモグラフィ)		40歳以上の女性	年度に1回	400円	
子宮頸がん検診 (視診・内診・細胞診)		20歳以上の女性	年度に1回	①②400円(②経膈エコー検査などは、別途 料金がかかります)③実施なし	

※受診月の月末時点で70歳以上の方は、胃カメラ・肺低線量CTを除く各種がん検診と肝炎ウイルス検診が無料です。

※市民税非課税世帯の人と生活保護世帯の方は胃カメラ・肺低線量CTを除くがん検診が無料です。事前に住所・名前が分かる物を用意し、保健福祉課または本郷・久井・大和保健福祉センターで健康診査受診券(無料券)の交付を受けてください。